

# 相続を「争続」にしないために知っておきたい制度 – 人生100年の羅針盤

2020/05/28 02:00 日本経済新聞電子版 1363文字

長寿化時代は「大相続時代」でもある。毎年130万人以上の人がなくなり、相続が発生する。2015年の相続課税強化によって相続税は一部の富裕層だけに関係するものではなくなった。相続の仕組みを定める民法がほぼ40年ぶりに改正され、19年から段階的に施行されている。相続を「争続」にしないために、制度の主な改正内容を押さえておこう。

## 【人生100年の羅針盤】

- ・老後の家計は総力戦 「見えない不安」に立ち向かう
- ・元気なうちは「長く働く」 後押しする仕組みが続々
- ・年金を「太らせる」 老後資金の新しい取り崩し方

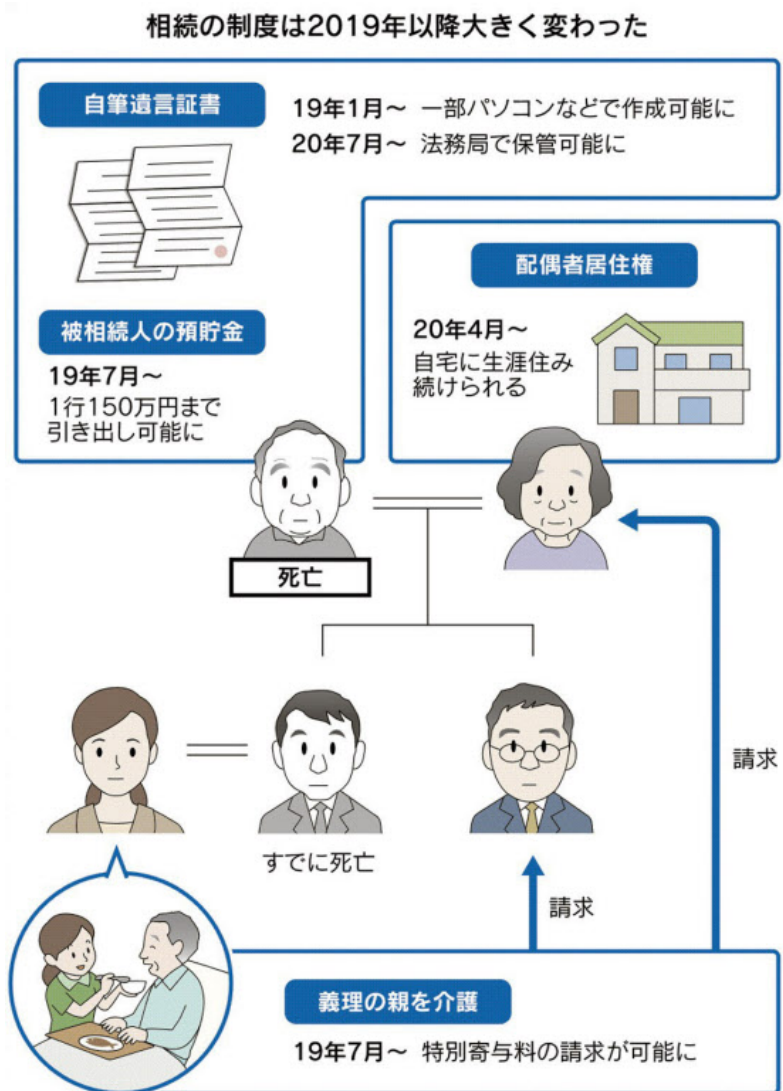
「息子は売却を望んでいるが、私は死ぬまでこの家に住みたい」。都内に住むAさん（79）は4月初めに夫を亡くした。夫の遺産は自宅・土地が6000万円、預金2000万円の計8000万円。

Aさんが住み続けるために自宅を全部相続すると、息子に預金2000万円すべて分けても、法定相続分の2分の1（4000万円）よりAさんの取り分の方が多くなる。このままでは「自宅を売って平等に分けたい」と考える息子と紛争になりかねない。

弁護士に相談したところ、提案されたのが「配偶者居住権」の活用だ。亡くなった人の配偶者が自宅に終身住み続けられる権利で、今年4月に始まった。

配偶者居住権を使って財産を分割すれば紛争を避けられる可能性がある。Aさんは自宅の居住権、息子は所有権を持つのだ。居住権は売却できない分、所有権より評価額が低くなる。預金をAさん1500万円、息子500万円とすれば取り分の合計は4000万円ずつと平等になる。

相続を取り巻く環境は高齢化で大きく変わった。1989年には被相続人（亡くなった人）のうち80歳以上は約4割だったが、現在は7割を占め「老々相続」が増えている。



相続分野で相次ぐ改正は、この事態に対応したものだ。

まず2019年1月、自分で書く「自筆証書遺言」の一部が変わった。手書きが基本だが、財産目録をパソコンなどで作成することが認められた。20年7月からは法務局で保管してもらえる。

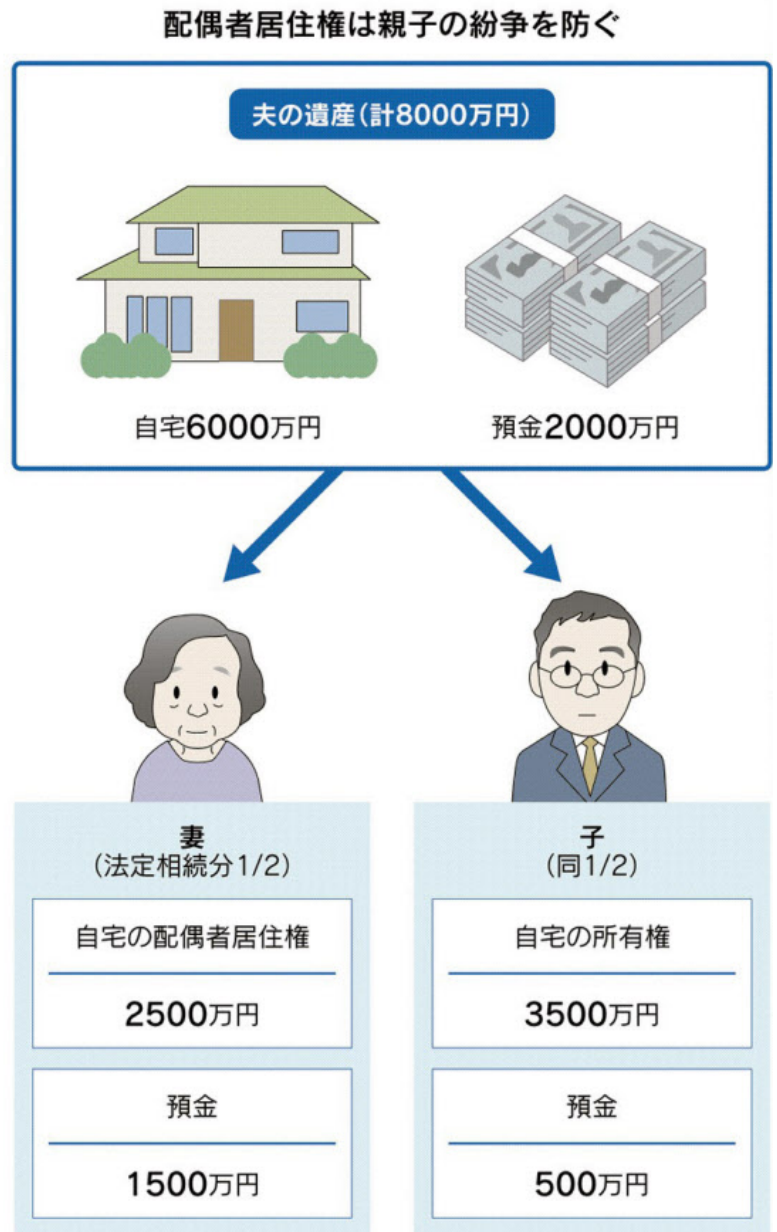
配偶者居住権のほか、19年7月に始まった「特別寄与料」も配偶者の立場を考えた改正といえる。従来は嫁が義理の親の介護を一手に引き受けたとしても、仮に夫が先に亡くなっていると、嫁は相続財産の権利を主張できなかった。新制度によって、嫁は夫の兄弟ら相続人に対して一般的な介護費用にあたる金額を「特別寄与料」として請求できるようになった。

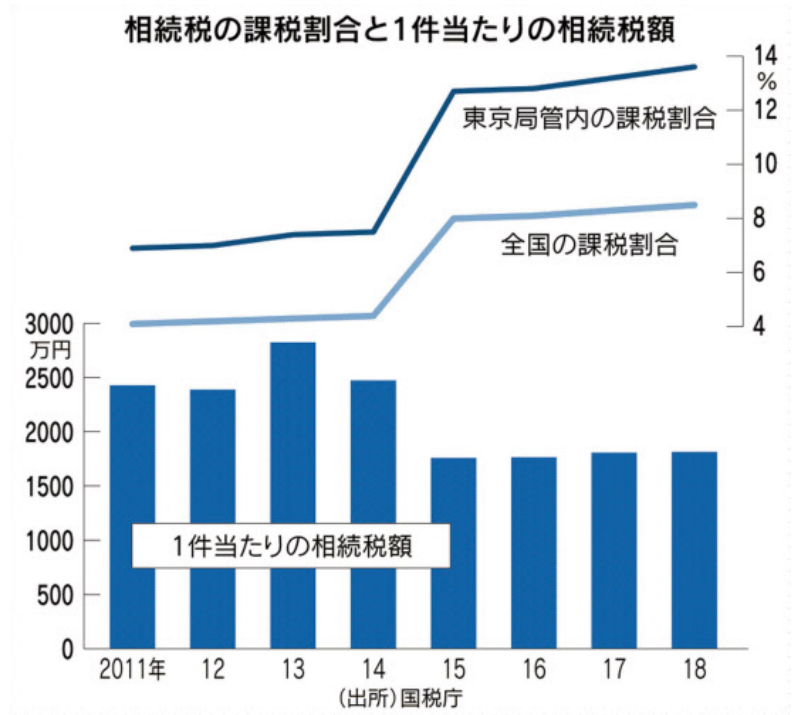
残された配偶者や子も高齢化して老々相続が進むなか、これらの制度をうまく使って相続争いを避けたい。

2015年、相続課税が強化され、非課税となる基礎控除が大きく縮小した。例えば相続人が配偶者と子ども2人の場合、非課税枠は従来の8000万円から4800万円となり、自宅と金融資産の合計が5000万円程度の中流層も課税が避けられなくなってきた。

国税庁のデータを見ると東京都、神奈川県など1都3県の東京国税局管内の課税割合は17年に13%台まで上昇。死亡者の8人に1人が相続税の課税対象となる。同時に1件当たりの相続税額は減少し、「税額が100万円程度の小規模な申告の件数が増えている」

(ランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士) という。相続税は富裕層だけの税金ではない。課税の裾野は広がっている。





許諾番号30076622日本経済新聞社が記事利用を許諾しています。

本サービスで提供される記事、写真、図表、見出しその他の情報(以下「情報」)の著作権その他の知的財産権は、その情報提供者に帰属します。

本サービスで提供される情報の無断転載を禁止します。

本サービスは、方法の如何、有償無償を問わず、契約者以外の第三者に利用させることはできません。

Copyrights © 日本経済新聞社 Nikkei Inc. All Rights Reserved.